

未利用県有地等の利活用及び
処分に係る監査の結果報告書

平成 27 年 3 月
広島県監査委員

目次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の対象財産・機関	1
4	監査の実施期間	2
5	監査の実施方法	3
第2	監査の結果	5
1	未利用県有地の概要	5
(1)	平成17年度包括外部監査との比較	5
(2)	未利用県有地の部局別面積の状況	6
(3)	未利用の期間別面積の状況	7
(4)	未利用県有地の規模別面積の状況	8
(5)	未利用県有地の原因別の状況	8
(6)	未利用県有地に係る利用計画等の状況	9
2	現地調査の結果	16
(1)	元広島学園敷地	16
(2)	元沼田東町公舎1, 2号館	16
(3)	南観音県有地(総務局分)	16
(4)	大仙地区	17
(5)	エコタウン事業用地	17
(6)	南観音県有地(商工労働局分)	17
(7)	元県立農業試験場馬場台農場	18
(8)	シトラスパーク普通財産	18
(9)	広島西飛行場旧国際線ターミナル跡地	18
(10)	広島西飛行場場外用地(元観音苗圃)	19
(11)	旧広島西飛行場滑走路等	19
(12)	広島空港滑走路拡張用地	19
(13)	広島空港機能拡張用地(サブターミナル用地)	20
(14)	七宝住宅	20
(15)	沼田川流域下水道沼田川浄化センター用地	20
(16)	元広島県立千代田高等学校豊平分校校舎	21
(17)	元広島県立可部高等学校	21
(18)	元広島県立白木高等学校	22
(19)	瀬戸田県有地	22

3	県有財産の管理・処分の手続き	23
(1)	公有財産の事務取扱について	23
(2)	未利用となった県有地の取扱いについて	23
第3	監査委員意見	26
1	未利用県有地の利活用の推進について	26
(1)	未利用地リストの有効活用及び開示	26
(2)	未利用県有地に関する事務の一元化	26
(3)	不在者財産管理制度を活用した未利用県有地の処分の推進	27
(4)	公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡	27
(5)	長期にわたり貸付地として利用されている未利用県有地の譲渡	29
(6)	県営住宅の再整備における跡地の処分を見据えた計画策定	29
(7)	大仙地区の利活用について	30
2	未利用県有地の管理に係る事務について	30
(1)	未利用県有地の管理に係る委託業務の集約	30
(2)	財産の正確な数量の把握	30
3	貸付事務について	31
(1)	貸付事務の適正化	31
(2)	貸付事務の効率化	32
第4	参考資料	33
1	未利用県有地の一覧	33
2	広島県公有財産管理規則の抜粋	40

凡 例

- ① 所属換え等の用語の定義は、広島県公有財産管理規則第2条及び広島県教育委員会公有財産管理規則第2条の定義に基づいている。
- ② 本文中の財産の件数・面積は、平成26年6月1日現在で監査対象機関に対して実施した書面調査結果及びヒアリング調査結果による補足を行った上で集計した数値を記載している。
- ③ 財産の名称は、原則として土地台帳の財産名称を使用している。
- ④ 財産の件数は、財産名称単位としている。
- ⑤ 面積、比率(%)で整数表記のものは、小数点以下第1位を四捨五入して表示している。

未利用県有地等の利活用及び処分に係る監査の結果

平成 27 年 3 月

広島県監査委員 佐々木 弘 司
同 宮 政 利
同 高 橋 義 則
同 佐 藤 均

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

「未利用県有地等の利活用及び処分について」

2 監査の趣旨

県などが所有する土地や建物などは、県民の貴重な財産であり、その有効活用を図るとともに、今後も利用が見込めない財産については処分を進める必要がある。

このうち建物については、平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号総務大臣通知により公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する「公共施設等総合管理計画」を策定することが求められており、この計画の策定に当たって、県は所有するすべての建築物及びその他工作物について、現況、将来計画などその全容を今後明らかにしていくこととなっている。

これに対し土地に着目すると、すでに廃止された公共施設等の未利用地については、この計画の対象とはなっておらず、また、これ以外にも使われなまま放置された土地も存在する。こうした未利用地は一元的に管理されておらず、その全容は十分に把握できていない状況にある。また、このことについて、平成 10 年度にはテーマ監査「未利用県有財産の管理及び今後の利用計画について」を行い実態の把握に努め、平成 17 年度には包括外部監査「県が保有している未利用の土地・建物（企業会計を除く。）の管理及び処分並びに県が締結している借地・借家契約について」において調査が行われたが、それ以降相当の期間が経過している。

そこで、未利用となっている土地について利活用又は処分の検討がなされているか、維持管理が適正に行われているかについて、全庁的な視点から横断的に監査することにより、県有財産等の有効活用の推進に資することを目的とする。

3 監査の対象財産・機関

(1) 対象となる土地

ア 県が所有する土地（一般会計及び特別会計に係るもの、ただし港湾特別整備事業費特別会計及び流域下水道事業費特別会計を除く。）

① 普通財産

・平成 26 年 6 月 1 日現在の原則すべての土地

② 行政財産

・平成 26 年 6 月 1 日現在、本来の目的に従って供用又は利用されていない状態が 1 年以上続いている土地（建物敷地の場合、建物が本来の目的に従って供用又は利用されていない状態が 1 年以上続いているものも含む。）

イ 県が所有する土地（公営企業会計に係るもの、ただし港湾特別整備事業費特別会計及び流域下水道事業費特別会計を含む。）

・事業用財産（分譲用財産を除く。）

事業用地のうち、平成 26 年 6 月 1 日現在、本来の目的に従って供用又は利用されていない状態が 1 年以上続いている土地（建物敷地の場合、建物が本来の目的に従って供用又は利用されていない状態が 1 年以上続いているものも含む。）

ウ 地方三公社，地方独立行政法人及び県出資法人（県からの出資割合が 25%以上のものに限る。）が所有する土地

・事業用財産（分譲用財産を除く。）

事業用地のうち、平成 26 年 6 月 1 日現在、本来の目的に従って供用又は利用されていない状態が 1 年以上続いている土地（建物敷地の場合、建物が本来の目的に従って供用又は利用されていない状態が 1 年以上続いているものも含む。）

（2） 監査対象機関

ア 一般会計及び特別会計の所管部局

イ 公営企業会計の所管部局（企業局，病院事業局）

ウ 地方独立行政法人（公立大学法人県立広島大学）

エ 地方三公社（特別法人広島県土地開発公社，特別法人広島県道路公社，特別法人広島高速道路公社，特別法人広島県住宅供給公社）

オ 県出資法人（県からの出資割合が 25%以上のものに限る。）

（社福）広島県福祉事業団 （一財）広島県森林整備・農業振興財団

（公財）広島県教育事業団 （株）ひろしまイノベーション推進機構

（一財）広島県環境保全公社 （公財）広島県地域保健医療推進機構

（公財）ひろしま産業振興機構 （公財）広島県下水道公社

（公財）ひろしまこども夢財団 （株）ひろしま港湾管理センター

（公財）ひろしま国際センター （公財）ひろしま文化振興財団

（公財）暴力追放広島県民会議 （公財）広島県スポーツ振興財団

（株）広島空港ビルディング （一財）広島県野菜価格安定資金協会

（株）広島テクノプラザ （一社）広島県山行苗木残苗補償協会

（一財）もみのき森林公園協会 （公財）広島原爆被爆者援護事業団

（一財）中央森林公園協会 （公財）広島県男女共同参画財団

（株）水みらい広島 （一社）広島県果実生産出荷安定基金協会

（株）福山リサイクル発電 （一社）広島県家畜畜産物衛生指導協会

（3） 主な監査の着眼点

ア 未利用地の実態

イ 将来計画（利活用または処分）の有無

ウ 貸付地の実態

4 監査の実施期間

平成 26 年 5 月～平成 27 年 3 月

5 監査の実施方法

(1) 書面調査（平成 26 年 6 月～8 月）

ア 対象機関

上記（2）の監査対象機関すべて

イ 調査内容

平成 26 年 6 月 1 日現在の対象財産における未利用地の実態，将来計画の有無等を書面により調査

ウ 調査項目

（ア）未利用地の実態

- ・現況（建物の有無，面積（登記面積），山林等，平坦地，アクセス等）
- ・未利用となった経緯
- ・測量実施，境界確定の有無
- ・維持管理の状況
- ・貸付の有無

（イ）将来計画の有無

- ・今後の利用計画
- ・計画の見直しの有無
- ・処分計画の有無
- ・将来計画の支障となるものの有無

（ウ）貸付地の実態

- ・貸付先，貸付理由，貸付期間，貸付料等

(2) ヒアリング調査（平成 26 年 10 月）

ア 対象機関・・・22機関

所管部局	機関名
総務局	財産管理課
地域政策局	都市圏魅力づくり推進課，国際課
環境県民局	自然環境課，循環型社会課
健康福祉局	健康福祉総務課，こども家庭課，高齢者支援課
商工労働局	雇用労働政策課，産業政策課，観光課
農林水産局	農林水産総務課，農業産地推進課，水産課
土木局	空港振興課，下水道公園課，住宅課
企業局	水道課
教育委員会	施設課，生涯学習課，瀬戸田高等学校
県警本部	施設課

イ 対象機関の選定

未利用財産を多く持っている，又は長期の貸付けを行っている機関を中心に各部局から選定した。

ウ 調査内容

未利用地の管理状況，将来計画（利活用または処分）の有無，貸付料の算定方法などの聴取を行った。

(3) 現地調査（平成 26 年 10 月～11 月，平成 27 年 2 月）

ア 対象財産・・・20 財産

所管部局	財産名称
総務局	元広島学園敷地，元沼田東町公舎 1, 2 号館，南観音県有地
環境県民局	大仙地区，エコタウン事業用地
商工労働局	南観音県有地
農林水産局	元県立農業試験場馬場台農場，シトラスパーク普通財産
土木局	広島西飛行場旧国際線ターミナル跡地，広島西飛行場場外用地（元観音苗圃），旧広島西飛行場滑走路等，広島空港滑走路拡張用地，広島空港機能拡張用地（サブターミナル用地），七宝住宅，沼田川流域下水道沼田川浄化センター用地
教育委員会	元広島県立千代田高等学校豊平分校校舎，元広島県立可部高等学校校舎，元広島県立可部高等学校運動場，元広島県立白木高等学校，瀬戸田県有地

イ 対象財産の選定

未利用地の中から，面積の広いもの，将来計画のあるもの，長期間未利用となっているものを中心に選定した。

ウ 調査内容

活用が難しい理由（接道問題，境界問題），施錠などの管理状況，貸付状況などについて現地で確認を行った。

第2 監査の結果

1 未利用県有地の概要

未利用県有地の面積（登記面積）は、全体で244件、3,970,818㎡となっている。その内訳としては、普通財産が199件、3,421,331㎡、行政財産が33件、180,755㎡、事業用財産が12件、368,732㎡となっている。

【未利用県有地の面積】

財産別	普通財産(A)		行政財産(B)		事業用財産(C)		合計(A+B+C)	
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
未利用地	199	3,421,331	33	180,755	12	368,732	244	3,970,818

今回の調査に当たり、公の数値として不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号。）に基づく登記簿に記載の面積（登記面積）を基本とした。

なお、広島県公有財産管理規則（昭和39年広島県規則第31号。以下「管理規則」という。）第53条及び広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和40年広島県教育委員会規則第9号。以下「教育委員会管理規則」という。）第50条に基づく土地台帳には、登記面積の外、実測面積が記載されており、これらを比較すると次表の差異が認められた。

【未利用県有地の登記面積と実測面積の差】

区分	登記面積(㎡) (D)	実測面積(㎡) (E)	差引(㎡) (F)=(D)-(E)	(F)/(D)(%)
面積	3,970,818	3,920,572	50,246	1.3

※登記面積が実測面積より大きいもの

- ・元県立七塚原青年の家（+61,693㎡）など

※登記面積が実測面積より小さいもの

- ・元広島県立白木高等学校（▲19,292㎡）など

(1) 平成17年度包括外部監査との比較

今回の調査結果を平成17年度包括外部監査調査結果と比べると、大幅に増加しているが、これは、前回の調査では事業用財産が対象外となっていたためであり、これを除いた普通財産及び行政財産の合計と比較すると、件数で90件、面積で321,407㎡の増加となっている。

主な増加要因としては、平成24年11月に廃港となったことに伴い発生した旧広島西飛行場滑走路等が約13万㎡であり、増加分の40%を占めている。

また、県立学校等の統廃合により元広島県立久井高等学校や元広島県立高宮高等学校など8か所で未利用県有地が発生し、その面積の合計は約11万㎡で、旧広島西飛行場滑走路等と合わせると約24万㎡で、増加分の75%となっている。

なお、件数については、県立学校の統廃合などにより、校舎や職員公舎が廃止された（47件）ことで増加している。

【平成17年度包括外部監査との比較】

調査年度	平成17年度包括外部監査 (G)		平成26年度行政監査 (H) = (A+B)		前回調査との対比 (H) - (G)	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
未利用地	142	3,280,679	232	3,602,086	90	321,407

【主な増加箇所】

部局	財産名称	所在地	面積(㎡)
土木局	旧広島西飛行場滑走路等	広島市西区	130,072
教育委員会	元広島県立可部高等学校校舎	広島市安佐北区	12,853
教育委員会	元広島県立可部高等学校運動場	広島市安佐北区	6,158
教育委員会	元広島県立大柿高等学校大君分校	江田島市	5,468
教育委員会	元広島県立久井高等学校	三原市	22,378
教育委員会	元広島県立高宮高等学校校舎	安芸高田市	23,558
教育委員会	元広島県立白木高等学校	広島市安佐北区	9,179
教育委員会	元広島県立福山北特別支援学校	福山市	12,691
教育委員会	元広島県立大崎海星高等学校木江校舎	豊田郡大崎上島町	17,867
合計	9か所		240,224

(2) 未利用県有地の部局別面積の状況

部局別では、普通財産は全体で199件あり、このうち、廃止された職員公舎や用途廃止後所属換えされた未利用県有地を多く所管する総務局が121件、続いて、同じく廃止された職員公舎や統廃合された県立学校の跡地を所管する教育委員会が48件となっており、この2部局で全体の85%を占めている。

また、面積は全体で3,421,331㎡あり、このうち、大仙地区を所管する環境県民局が2,356,947㎡、続いて、廃港となった広島西飛行場跡地を所管する土木局が415,484㎡となっている。

行政財産は33件、180,755㎡あり、使用されなくなった学校実習地等を所管する教育委員会が13件、95,145㎡、続いて、建替事業などにより未利用県有地となった県営住宅用地を所管する土木局が8件、66,114㎡となっており、この2部局で全体面積の89%を占めている。

事業用財産は 12 件、368,732 m²あり、このうち、流域下水道関連用地を所管する土木局が 4 件、352,015 m²で、全体面積の大半を占めている。

【未利用県有地の部局別面積の状況】

部局	普通財産		行政財産		事業用財産		計	
	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)
危機管理監			4	786			4	786
総務局	121	260,410	3	874			124	261,284
地域政策局							0	0
環境県民局	3	2,356,947					3	2,356,947
健康福祉局	4	5,873	2	16,885			6	22,758
商工労働局	3	13,594					3	13,594
農林水産局	4	110,178					4	110,178
土木局	16	415,484	8	66,114	4	352,015	28	833,613
企業局					7	16,661	7	16,661
病院事業局					1	56	1	56
教育委員会	48	258,845	13	95,146			61	353,991
警察本部			3	950			3	950
合計	199	3,421,331	33	180,755	12	368,732	244	3,970,818

(3) 未利用の期間別面積の状況

平成 19 年度の監査委員意見を踏まえ、計画的に職員公舎等の廃止が行われていることから、未利用期間の短い普通財産が多くなっている。

未利用期間の長いものでは、普通財産で本郷川廃川敷地（未利用期間 49 年）、福島川廃川敷地（未利用期間 49 年）など利活用が難しい廃川敷地や、将来計画を見込んで取得されたが、計画が実現されないままとなっている大仙地区（未利用期間 22 年）、広島空港機能拡張用地（サブターミナル用地）（未利用期間 20 年）などがある。

行政財産では、学科廃止により利活用されていないままとなっている県立千代田高等学校実習林（飛び地）（未利用期間 49 年）、県立佐伯高等学校農業実習地（未利用期間 39 年）などの山林がある。

事業用財産では、芦田川流域下水道芦田川浄化センター用地（未利用期間 38 年）、太田川流域下水道東部浄化センター用地（未利用期間 26 年）などで、将来計画の見直しにより利用計画があるとされているものや検討中とされているものが含まれる。

なお、財産の所属換えの際に、未利用となった年月日などの土地の履歴といった情報が引き継がれていないことが多いため、未利用期間不明が多くなっている。

【未利用の期間別面積の状況】

未利用期間	普通財産		行政財産		事業用財産		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
0年以上5年未満	78	482,365	6	2,734			84	485,099
5年以上10年未満	25	81,664	10	52,278	4	3,119	39	137,061
10年以上20年未満	28	181,338	7	29,467	1	1,008	36	211,813
20年以上30年未満	10	2,551,421	2	68,722	4	185,440	16	2,805,583
30年以上	27	68,365	2	11,362	2	179,109	31	258,836
不明	31	56,178	6	16,192	1	56	38	72,426
計	199	3,421,331	33	180,755	12	368,732	244	3,970,818

(4) 未利用県有地の規模別面積の状況

規模の大きなものとしては、普通財産は、大仙地区 (2,326,213 ㎡)、旧広島西飛行場滑走路等 (130,072 ㎡)、広島空港滑走路拡張用地 (125,394 ㎡)、元県立七塚原青年の家 (112,506 ㎡) などとなっている。

行政財産は、県立庄原実業高等学校濁川実習地 (58,376 ㎡)、県立せら県民公園 (36,100 ㎡) となっている。

事業用財産は、芦田川流域下水道芦田川浄化センター用地 (178,509 ㎡)、太田川流域下水道東部浄化センター用地 (146,392 ㎡) などとなっている。

【未利用県有地の規模別面積の状況】

規模別	普通財産		行政財産		事業用財産		計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
1 百㎡未満	29	1,091	3	207	1	56	33	1,354
1 百㎡以上 1 千㎡未満	99	39,020	13	4,259	4	1,588	116	44,867
1 千㎡以上 5 千㎡未満	32	75,930	9	26,180	3	5,422	44	107,532
5 千㎡以上 1 万㎡未満	13	100,733	3	22,185			16	122,918
1 万㎡以上 10 万㎡未満	22	510,371	5	127,924	2	36,765	29	675,060
10 万㎡以上	4	2,694,186			2	324,901	6	3,019,087
合計	199	3,421,331	33	180,755	12	368,732	244	3,970,818

(5) 未利用県有地の原因別の状況

未利用県有地を従前の用途や原因によって分類すると次のとおりである。

ア 廃河川・廃道敷

関川廃川敷地 (2,279 ㎡)、県道飯田吉行線廃道敷地 (104 ㎡) のように、公用廃止された廃川敷地等で、財産管理課へ所属換えされたもの。

イ 元庁舎・公舎等跡地

元加計土木事務所 (1,589 ㎡)、元県立農業試験場馬場台農場 (6,413 ㎡)、元広島県立白木高等学校 (9,179 ㎡) など、地方事務所の移転や県立学校の統廃合による閉校に伴い用途廃止となったもの。

ウ 広島西飛行場跡地

旧広島西飛行場滑走路等（130,072 m²）、広島西飛行場旧国際線ターミナル跡地（9,533 m²）など、平成24年11月の広島西飛行場廃港に伴うもの。

エ 計画変更

大仙地区開発基本構想（平成5年3月）が実現しなかった大仙地区（2,326,213 m²）、広島空港周辺に残置された広島空港滑走路拡張用地（125,394 m²）、県立庄原実業高等学校濁川実習地（58,376 m²）など、県立学校の学科廃止に伴うもの。

オ 造成・埋立地

広島港坂地区県有地（15,625 m²）、西条第一土地区画整理事業保留地（10,183 m²）、広東大川造成地（3,338 m²）、元広島西港区埋立地（1,240 m²）など残置されているもの。

カ その他

被爆建物が残されている出汐町倉庫（12,490 m²）、今後の計画地となっている県立せら県民公園（36,100 m²）、運営主体が変わったシトラスパーク普通財産（60,318 m²）、七宝住宅（3,808 m²）など県営住宅の建替事業により未利用となったもの。

【未利用県有地の原因別の状況】

内訳	普通財産		行政財産		事業用財産		合計	
	件数	面積（m ² ）	件数	面積（m ² ）	件数	面積（m ² ）	件数	面積（m ² ）
廃河川・廃道敷	19	4,881					19	4,881
元庁舎・公舎等跡地	138	382,728	14	5,936	7	6,466	159	395,130
広島西飛行場跡地	5	149,591					5	149,591
計画変更	9	2,637,828	5	87,861	1	10,251	15	2,735,940
造成・埋立地	12	73,107					12	73,107
その他	16	173,196	14	86,958	4	352,015	34	612,169
計	199	3,421,331	33	180,755	12	368,732	244	3,970,818

（6）未利用県有地に係る利用計画等の状況

未利用県有地に係る利用計画等の状況は、調査結果に基づき区分すると、次表のAからオのとおりとなる。

なお、当該区分の中には、現在、市町等への貸付中のもの（全体で56件、303,586 m²）が含まれている。

【未利用県有地に係る利用計画等の状況】

区分		件数	面積 (㎡)	構成比 (%)
ア 売出しを予定しているもの又は売出しが可能なもの		60 (9)	222,196 (40,679)	5.6
イ 利用計画があるとされているもの又は検討中とされているもの	施設等の移転候補地として確保されているもの	3 (1)	8,129 (1,179)	78.7
	県営住宅用地として確保されているもの	3	11,315	
	既存施設の拡張予定地として確保されているもの	9 (5)	603,277 (53,564)	
	広島西飛行場跡地活用ビジョンに関係するもの	4 (3)	148,249 (5,880)	
	自然公園的利用を継続しながら利用計画を検討中のもの	1 (1)	2,326,213 (389)	
	長期にわたり貸付契約を締結しているもの (定期借地権の設定)	2 (2)	14,534 (14,533)	
	被爆建物の保存について検討中のもの	2	12,679	
	小計	24 (12)	3,124,396 (75,545)	
ウ 市町が公共施設として利用しているもの		31 (31)	162,643 (162,643)	4.1
エ 利活用に当たり手続きを要するもの	財産管理課への所属換えがされていないもの	54 (4)	280,232 (24,719)	9.9
	用途廃止がされていないもの	22	113,990	
	小計	76 (4)	394,222 (24,719)	
オ 様々な要因により利活用が困難とされているもの		53	67,361	1.7
合計		244 (56)	3,970,818 (303,586)	

・ 2段書下段の () 書きの数字は、当該区分のうち、貸付中のものを示す。

ア 売出しを予定しているもの又は売出しが可能なもの

未利用県有地について、売出しを予定しているもの又は売出しが可能なものが 60 件、222,196 ㎡で全体の 5.6%となっている。所管別に見ると、財産管理課が 54 件、182,110 ㎡であるが、その外、エコタウン事業用地を所管する環境県民局が 1 件、19,067 ㎡、広島臨空産業団地を所管する商工労働局が 1 件、4,355 ㎡、元県営住宅用地などを所管する土木局が 4 件、16,664 ㎡となっている。

なお、未利用となった県有地については、「中期財政健全化計画」(平成 23~27 年度)において、未利用資産の売却を推進し、平成 27 年度まで 50 億円 (10 億円/年) の歳入を確保することとされている。計画期間内における売却実績は次表のとおりとなっているが、平成 27 年 3 月 4 日時点での売却金額の合計額は約 61 億円余であり、計画期間を 1 年余り残す時点で目標の 122%に達している。

【未利用県有地の売却実績の状況（H23. 4. 1～H27. 3. 4）】

年度	目標額	件数 (件)	売却面積 (㎡)	売却金額 (千円)	売却財産の例
23	10 億円	41	34,997	1,759,878	元自治総合研修センター 元芸北地域事務所第1・第2庁舎等
24	10 億円	30	52,322	1,303,807	広島西飛行場（広島南道路用地） 広瀬北町県有地等
25	10 億円	36	33,729	1,198,224	元上幟町公舎2,3号（副知事等公舎） 旧福富ダム建設事務所棟
26	10 億円	23	27,940	1,859,516	府中大川廃川敷地 広島港坂地区県有地
計	40 億円	130	148,988	6,121,425	

イ 利用計画があるとされているもの又は検討中とされているもの

利用計画があるとされている又は検討中とされているものは、24 件、3,124,396 ㎡で、未利用県有地全体の 78.7%となっている。

その主な内訳は、自然公園的利用を継続しながら利用計画を検討中のもの 1 件、2,326,213 ㎡、既存施設の拡張予定地として確保されているもの 9 件、603,277 ㎡、広島西飛行場跡地活用ビジョンに関係するもの 4 件、148,249 ㎡、長期にわたり貸付契約を締結しているもの 2 件、14,534 ㎡、県営住宅用地として確保されているもの 3 件、11,315 ㎡などとなっている。

自然公園的利用を継続しながら利用計画を検討中のものは、環境県民局が所管する大仙地区（東広島市）であり、大仙地区開発基本構想が実現しなかったことにより、現在に至っているものである。ただし、自然公園としての利用は行われておらず、太陽光発電施設での一部活用（約 35,000 ㎡）が決まっているものの、全体としては、平成 17 年度の包括外部監査で述べられたように、山林としての存置が継続している。

また、既存施設の拡張予定地として確保されているものは、流域下水道関連用地が 4 件、352,015 ㎡、広島空港拡張予定地が 2 件、214,730 ㎡、県立せら県民公園が 1 件、36,100 ㎡などとなっている。

なお、流域下水道関連用地については、随時、下水道法に基づく基本計画の見直しが行われており、平成 18 年度には、芦田川浄化センターに確保されていた拡張予定地の一部（当時の拡張予定地面積約 244,000 ㎡のうち約 66,000 ㎡）を一般会計に会計換えし、びんごエコタウン構想（平成 12 年 3 月策定）に基づくびんごエコ団地の分譲用地などとして有効活用を行った事例がある。（このうち、39,704 ㎡が分譲済で、残り 19,067 ㎡は、「ア売出しを予定しているもの又は売出しが可能なもの」に含まれている。）

※ 広島西飛行場跡地活用ビジョンについて

広島西飛行場跡地活用ビジョンとは、広島西飛行場のヘリポート化に伴い発生した跡地の活用について、広島県と広島市において、有識者等による議論を踏まえ、平成 25 年 5 月、基本的な考え方や主たる導入機能等の方向性を示したものの。

ウ 市町が公共施設として利用しているもの

市町が道路などの公共施設として利用するために貸し付けられているものは、31件、162,643㎡であり、その内訳は次表のとおりとなっている。

【公共施設としての貸付けの状況】

用途	件数	面積 (㎡)
道路	22	72,839
水路	1	59
公園	8	89,745
合計	31	162,643

公共施設として貸し付けられた未利用県有地を貸付期間別に見ると、特に公園が長期に貸し付けられており、件数で見ると半数以上の17件が10年以上の長期の貸付けとなっている。

【公共施設としての貸付期間別の状況】

通算貸付期間	道路		水路		公園		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
0年以上5年未満	7	23,599					7	23,599
5年以上10年未満	6	5,889	1	59			7	5,948
10年以上20年未満	6	35,274			3	86,637	9	121,911
20年以上30年未満	2	8,039			2	208	4	8,247
30年以上	1	38			3	2,900	4	2,938
合計	22	72,839	1	59	8	89,745	31	162,643

また、公共施設として市町に未利用県有地を貸し付ける場合、すべて無償で貸し付けられている。

エ 利活用に当たり手続きを要するもの

利活用に当たり所属換えや用途廃止の手続きを要するものが、76件、394,222㎡で全体の9.9%となっている。

このうち、財産管理課への所属換えがされず所管部局で管理している普通財産が54件、280,232㎡ある。その内訳は、廃校となった元県立学校敷地や廃止された職員公舎を多く持っている教育委員会が47件、257,787㎡と大半を占めている。

財産管理課への所属換えがされていない主な理由及び面積は、次のとおりである。

① 所属換え手続き中

所属換え手続きを行っているもの (6件, 3,107㎡)

② 境界が未確定等

隣接者の所在が分からないなどの理由により、境界が確定できていないものや、測量ができていないもの (20件, 183,559㎡)

- ③ 建物の解体撤去が未了
建物が残っている土地で、建物の解体、撤去が必要なもの（12件，84,900㎡）
- ④ その他
利活用が見込めないとして、所属換えが後順位となっているもの
（16件，8,666㎡）

また、用途廃止（普通財産への分類換え）がされていないものは、現在使用されていない行政財産で22件，113,990㎡あり、主には、県立学校の学科廃止に伴い不用となった実習地（5件，87,861㎡）などである。これらは、所管部局で管理されているが、今後も、行政財産として使われる見込みがないことから、用途廃止などの手続きを進める必要がある。

オ 様々な要因により利活用が困難とされているもの

様々な要因により利活用が困難とされているものは53件，67,361㎡で全体の1.7%となっている。所管別に見ると、財産管理課が43件，32,191㎡，土木局が3件，18,509㎡，企業局が7件，16,661㎡となっている。

利活用が困難とされる理由及び面積は、次のとおりである。

- ① 境界が未確定等
隣接者の所在が分からないなどの理由により、境界が確定できていないものや、測量ができていないもの（16件，24,036㎡）
- ② 接道要件が欠如等
公道に接していないなど接道要件が欠如するもの、進入路に問題があるもの（8件，17,174㎡）
- ③ 開発行為に制限
市街化調整区域に含まれるなどにより開発行為に制限のあるもの（3件，6,363㎡）
- ④ 不整形地等
面積が狭小であるもの、地形的に利用が難しいもの（19件，19,035㎡）
- ⑤ 手続き未了の使用
現況は市町等により道路などで使用されているが、経緯が明らかとなっておらず、貸付けの手続きがされていないもの（7件，753㎡）

※ 1 接道要件について

建築基準法第43条の規定により、建築物の敷地が、道路に2メートル以上接しなければならないとする義務をいう。

〔 建築基準法第43条(抜粋)
建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。 〕

2 市街化調整区域について

都市計画法第7条の規定により、市街化を抑制すべき区域とされ、開発行為は原則として行えない。

〔 都市計画法第7条(抜粋)
市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。 〕

【利活用が困難な主な理由】

理由	普通財産		行政財産		事業用財産		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
境界が未確定等	16	24,036					16	24,036
接道要件が欠如等	5	1,465	2	14,701	1	1,008	8	17,174
開発行為に制限	2	2,555	1	3,808			3	6,363
不整形地等	13	3,382			6	15,653	19	19,035
手続き未了の使用	7	753					7	753
計	43	32,191	3	18,509	7	16,661	53	67,361

カ 貸付けの状況

現在、貸付中となっているものは、56件、303,586㎡であり、そのうち半数以上の31件は上記ウで述べたとおり市町が公共施設として利用しているものである。

このほかに各区分に含まれる貸付けの状況は次のとおりである。

- ① 「ア 売出しを予定しているもの又は売出しが可能なもの」
借受人に対し、売却を予定しているもの、9件、40,678㎡。
- ② 「イ 利用計画があるとされているもの又は検討中とされているもの」
利用計画が具体化するまでの間、スポーツ施設や駐車場などとして貸し付けられているもの、12件、75,545㎡。
- ③ 「エ 利活用に当たり手続きを要するもの」
財産管理課へ所属換えする前の所管部局において貸付事務が行われているもの、4件、24,719㎡。

貸付けを期間別に見ると次表のとおりとなり、半数の28件が10年以上の貸付けとなっている。

【未利用県有地の貸付期間別の状況】

通算貸付期間	市町		その他		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
0年以上5年未満	10	48,008	7	38,068	17	86,076
5年以上10年未満	7	5,948	4	5,696	11	11,644
10年以上20年未満	11	123,261	2	42,165	13	165,426
20年以上30年未満	4	8,247	3	2,302	7	10,549
30年以上	5	10,196	3	19,695	8	29,891
合計	37	195,660	19	107,926	56	303,586

貸付料の有無で見ると、次表のとおりとなっている。

【未利用県有地の貸付料の状況】

貸付料	貸付先	件数	面積 (㎡)	年間貸付料 (円)
無償	市町	36	194,318	0
	その他	6	50,221	0
	小計	42	244,539	0
有償	市町	1	1,342	558,756
	その他	13	57,705	119,493,244
	小計	14	59,047	120,052,000
合計		56	303,586	120,052,000

2 現地調査の結果

監査対象機関に対する書面調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、監査対象財産の中から 19 財産を抽出し、活用が難しい理由、施設などの管理状況、貸付状況などについて現地調査を実施した。（P 4 「5 監査の実施方法」 (3) 参照）

(1) 元広島学園敷地（調査日：平成 26 年 10 月 24 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け (当初契約日)	有償貸付け
総務局	元広島学園敷地	東広島市	7,257.99		7,257.99	7,257.99 (S48.6.20)	

ア 管理の状況

元広島学園敷地は、県から東広島市に無償で貸し付けられており、同市が市民グラウンドの敷地として利用していることを確認した。

イ 課題

貸付地は、市民グラウンドとしての利用が定着しており、県が引き続き所有する必要性は低い。（P 29 「監査委員意見」 1 (5) 参照）

(2) 元沼田東町公舎 1, 2 号館（調査日：平成 26 年 10 月 29 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
総務局	元沼田東町公舎 1, 2 号館	三原市	1,464.76		1,464.76		

ア 管理の状況

元沼田東町公舎 1, 2 号館は、建物は撤去されており、敷地内に人が入れないよう鉄線で周囲を囲んで管理されていることを確認した。

イ 課題

現地は市街化調整区域となっており開発行為が制限されることや、接道要件が欠如していることから、利活用が困難となっている。

(3) 南観音県有地（総務局分）（調査日：平成 26 年 11 月 6 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け (当初契約日)
総務局	南観音県有地	広島市 西区	18,466.72		18,466.72		9,500.18 (S36.11.1)

ア 管理の状況

南観音県有地のうち一部 (9,500.18 ㎡) は、一般財団法人に有償で貸し付けられており、同法人が運営する自動車学校の教習コースの敷地の一部として管理されていることを確認した。

イ 課題

貸付地は、一般財団法人が運営する施設と一体となって利用されており、県が引き続き所有する必要性は低い。（P 29 「監査委員意見」 1 (5) 参照）

(4) 大仙地区 (調査日：平成 26 年 11 月 13 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け (当初契約日)
環境県民局	大仙地区	東広島市	2,326,213.20		2,326,213.20		389.10 (H17.4.1)

※有償貸付けは、鉄塔敷地などとして貸し付けられているものである。

ア 管理の状況

大仙地区は、敷地の出入口が施錠されており、人の立入りができないようになっている。また、敷地内の手入れがなされておらず、山林化していることを確認した。(なお、大仙地区の一部(約 35,000 ㎡)は、平成 26 年 9 月 10 日付けで太陽光発電施設の敷地として賃貸借契約が締結されている。)

イ 課題

自然公園としての利用は行われておらず、山林としての存置が継続している。また、所管は環境県民局となっているが、利用計画の検討は、地域政策局において行われている。(P30「監査委員意見」1(7)参照)

(5) エコタウン事業用地 (調査日：平成 26 年 11 月 18 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
環境県民局	エコタウン事業用地	福山市	19,066.55		19,066.55		

ア 管理の状況

エコタウン事業用地は分譲地で、全 6 区画(58,770.94 ㎡)中 3 区画(39,704.39 ㎡)が分譲済みであり、2 社が進出し操業している。残り 3 区画(19,066.55 ㎡)は、敷地内に人が入れないよう鉄線で周囲を囲んで管理されていることを確認した。

(6) 南観音県有地(商工労働局分) (調査日：平成 26 年 11 月 6 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け (当初契約日)
商工労働局	南観音県有地	広島市 西区	4,883.00		4,883.00		4,883.00 (H17.3.10)

ア 管理の状況

南観音県有地は、株式会社に平成 17 年から 20 年間の定期借地として有償で貸し付けられており、隣接する商業施設で働く従業員用の駐車場として管理されていることを確認した。

イ 課題

貸付地は、空きスペースが多く見られたが、定期借地契約期間中は県での活用は困難と思われる。

(7) 元県立農業試験場馬場台農場 (調査日：平成 26 年 10 月 1 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
農林水産局	元県立農業試験場馬場台農場	東広島市	6,413.00		6,413.00		

ア 管理の状況

元県立農業試験場馬場台農場は更地であり、敷地の出入口は施錠され管理されていることを確認した。

イ 課題

敷地の南側に接している民家の所有者が所在不明であることから、境界確定や測量が行えない。(その後、不在者財産管理制度を活用して平成 27 年 1 月 14 日に境界立会が行われている。)(P27「監査委員意見」1(3)参照)

(8) シトラスパーク普通財産 (調査日：平成 26 年 10 月 31 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け (当初契約日)	有償貸付け
農林水産局	シトラスパーク普通財産	尾道市	60,318.06		60,318.06	60,318.06 (H10.3.20)	

ア 管理の状況

シトラスパーク普通財産は、県が所有する建物と併せて尾道市が運営するシトラスパーク瀬戸田の一部として貸し付けられており、同市所管部分と一体的に管理されていることを確認した。

イ 課題

尾道市の公共施設(公園)として管理されており、県が引き続き所有する必要性は低い。(その後、平成 28 年度に尾道市へ無償譲渡される見通しとなった。)

(9) 広島西飛行場旧国際線ターミナル跡地 (調査日：平成 26 年 11 月 6 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け (当初契約日)	有償貸付け
土木局	広島西飛行場旧国際線ターミナル跡地	広島市 西区	9,533.01		9,533.01	3,132.00 (H24.11.26)	

※所管は土木局となっているが、跡地利用のための広島西飛行場跡地活用ビジョンは、地域政策局において取りまとめられている。

ア 管理の状況

広島西飛行場旧国際線ターミナル跡地は、スポーツ施設として貸し付けられており、借受人において管理されていることを確認した。

イ 課題

当該用地は、広島西飛行場跡地活用ビジョンの対象地に隣接しているため、同ビジョンの具体化に併せて、活用の検討を行う必要がある。

(10) 広島西飛行場場外用地（元観音苗圃）（調査日：平成 26 年 11 月 6 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け (当初契約日)
土木局	広島西飛行場場外用地 (元観音苗圃)	広島市 西区	8,289.73		8,289.73		2,600.00 (H22.6.1)

※所管は土木局となっているが、跡地利用のための広島西飛行場跡地活用ビジョンは、地域政策局において取りまとめられている。

ア 管理の状況

広島西飛行場場外用地（元観音苗圃）のうち一部（2,600 ㎡）は、駐車場として貸し付けられており、借受人において管理されていることを確認した。

イ 課題

当該用地は、広島西飛行場跡地活用ビジョンの対象地に隣接しているため、同ビジョンの具体化に併せて、活用の検討を行う必要がある。

(11) 旧広島西飛行場滑走路等（調査日：平成 26 年 11 月 6 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
土木局	旧広島西飛行場滑走路等	広島市 西区	130,072.00		130,072.00		

※所管は土木局となっているが、跡地利用のための広島西飛行場跡地活用ビジョンは地域政策局において取りまとめられている。

ア 管理の状況

旧広島西飛行場滑走路等は、ヘリポート施設に隣接していることもあり、敷地内に人が自由に入出りできないよう厳重に管理されていることを確認した。（なお、旧広島西飛行場滑走路等の一部（約 92,000 ㎡）は、平成 26 年 9 月 19 日付けで、平成 26 年 8 月の豪雨災害時に発生した土砂などの置き場として、広島市と平成 28 年 3 月 31 日までの使用貸借契約が締結されている。）

イ 課題

広島市との共有地であることから、同市と連携して、広島西飛行場跡地活用ビジョンによる活用を具体化させる必要がある。

(12) 広島空港滑走路拡張用地（調査日：平成 26 年 10 月 24 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
土木局	広島空港滑走路拡張用地	三原市	125,394.17		125,394.17		

ア 管理の状況

広島空港滑走路拡張用地は、ほとんどが民間駐車場に隣接する法面及び誘導灯周辺部であり、土木局により、除草等の管理が行われていることを確認した。

イ 課題

将来の滑走路拡張用地として確保されたもので、地形的にもその他用途での利用は困難であると思われる。

(13) 広島空港機能拡張用地(サブターミナル用地) (調査日：平成 26 年 10 月 24 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け (当初契約日)
土木局	広島空港機能拡張用地 (サブターミナル用地)	三原市	89,336.01		89,336.01		6,621.98 (H25.3.18)

ア 管理の状況

広島空港機能拡張用地(サブターミナル用地)は、敷地内に人が入れないようフェンスに囲まれ、厳重に管理されていることを確認した。

また、敷地のうち一部(6,621.98㎡)は、税関施設等として貸し付けられており、借受人において管理されていることを確認した。

イ 課題

ターミナル機能の拡張時や駐機スポットの増設用に確保されていることから、他の用途への活用は困難と思われる。

(14) 七宝住宅 (調査日：平成 26 年 10 月 29 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
土木局	七宝住宅	三原市	7,781.24	3,972.94	3,808.30		

ア 管理の状況

七宝住宅は、平成 13 年度から平成 15 年度の高層化への建替事業により集約され更地となったものであり、隣接地にある県営七宝住宅の指定管理の範囲に含めて指定管理者により管理されていることを確認した。

イ 課題

現地は市街化調整区域となっており開発行為が制限されることや、接道要件が欠如していることから、利活用が困難となっている。

(15) 沼田川流域下水道沼田川浄化センター用地 (調査日：平成 26 年 11 月 5 日)

(単位：㎡)

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
土木局	沼田川流域下水道沼田川浄化センター用地	三原市	66,003.87	39,490.00	26,513.87		

ア 管理の状況

沼田川流域下水道沼田川浄化センター用地は、更地となっており、同沼田川浄化センターと一体として広島県下水道公社により管理されていることを確認した。

イ 課題

平成 26 年 3 月、下水道法に基づく基本計画の見直しを行い、将来の施設拡張用地のほか、災害時等活用用地(仮設沈殿池、簡易処理施設、仮設消毒池など)としての活用を計画しており、他の用途への活用は困難と思われる。

(16) 元広島県立千代田高等学校豊平分校校舎（調査日：平成27年2月9日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
教育委員会	元広島県立千代田高等学校豊平分校校舎	山県郡北広島町	18,548.00		18,548.00		

ア 管理の状況

元広島県立千代田高等学校豊平分校校舎は、閉校に伴い平成17年4月1日付けで用途廃止されたが、建物はそのままとなっている。敷地の出入口は施錠され、建物の管理は、機械警備により行っていることを確認した。

イ 課題

境界確定ができていないこと、建物がそのままとなっていることから、財産管理課への所属換えがされていない。

(17) 元広島県立可部高等学校（調査日：平成27年2月9日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
教育委員会	元広島県立可部高等学校校舎	広島市安佐北区	12,852.57		12,852.57		
教育委員会	元広島県立可部高等学校運動場	広島市安佐北区	6,157.54		6,157.54		

ア 管理の状況

元広島県立可部高等学校校舎は、移転に伴い平成20年4月1日付けで用途廃止され、建物は撤去されている。（なお、平成26年9月11日付けで、平成26年8月の豪雨災害時に発生した土砂などの置き場として、土木局に平成27年5月31日までの使用承認がされている。）

元広島県立可部高等学校運動場は、河川改修に伴い一部が国土交通省に売却されていることを確認した。

イ 課題

元広島県立可部高等学校校舎敷地の中に公図上、里道と民有地が含まれており、一部の所有者の所在が不明となっている。

また、元広島県立可部高等学校運動場敷地の山と接する境界の隣接者が所在不明であるため、境界確定ができていない。

(18) 元広島県立白木高等学校（調査日：平成 26 年 11 月 25 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け (当初契約日)	有償貸付け
教育委員会	元広島県立白木高等学校	広島市 安佐北区	9,179.00		9,179.00	9,179.00 (H24.5.1)	

ア 管理の状況

元広島県立白木高等学校は、閉校に伴い平成24年4月1日付けで用途廃止されたが、建物はそのままとなっている。敷地の出入口は施錠され、機械警備により管理されていることを確認した。

なお、運動場、格技場、体育館等を広島市に無償で貸付中であり、地元住民が社会体育施設として利用している。また、校舎の一部は県立文書館の書庫として利用されている。

イ 課題

学校敷地の山と接する境界の確定ができていないこと、建物がそのままとなっていることから、財産管理課への所属換えがされていない。

(19) 瀬戸田県有地（調査日：平成 26 年 10 月 31 日）

（単位：㎡）

部局	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け
総務局	瀬戸田県有地	尾道市	10,140.36		10,140.36		

ア 管理の状況

瀬戸田県有地は、昭和49年7月に、県立瀬戸田高等学校が財産管理課からの管理委託を受けて管理しているものであり、同高等学校において一体として管理されていることを確認した。

イ 課題

一部は職員等駐車場として使用されているものの、大部分は未利用となっており、未利用部分の草刈り等の管理が同高等学校の負担となっていることから、学校として不要な部分については財産管理課へ返還する必要がある。

3 県有財産の管理・処分の手続き

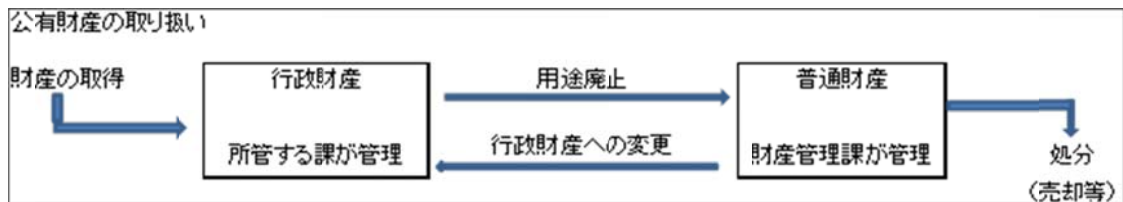
(1) 公有財産の事務取扱について

財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第149条第6号の規定により普通地方公共団体の長が行うこととされており、公有財産に関して具体的には管理規則及び教育委員会管理規則に基づき実施している。

管理規則及び教育委員会管理規則によると行政財産の取得及び管理は、当該行政財産の所属すべき課において取り扱うものとされ、普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、原則として財産管理課において取り扱うものとされている。このため、行政財産を用途廃止したときは、当該財産を財産管理課に引き継がなければならない。

また、財産を所管する課においては、その管理に当たり、常にその現況を把握するなど、適正な管理に努めなければならないとされている。(管理規則第19条及び教育委員会管理規則第16条)

なお、県営住宅については、平成12年度から特別会計制度に移行しており、財産管理課へ引き継ぐことなく、処分を行っている。

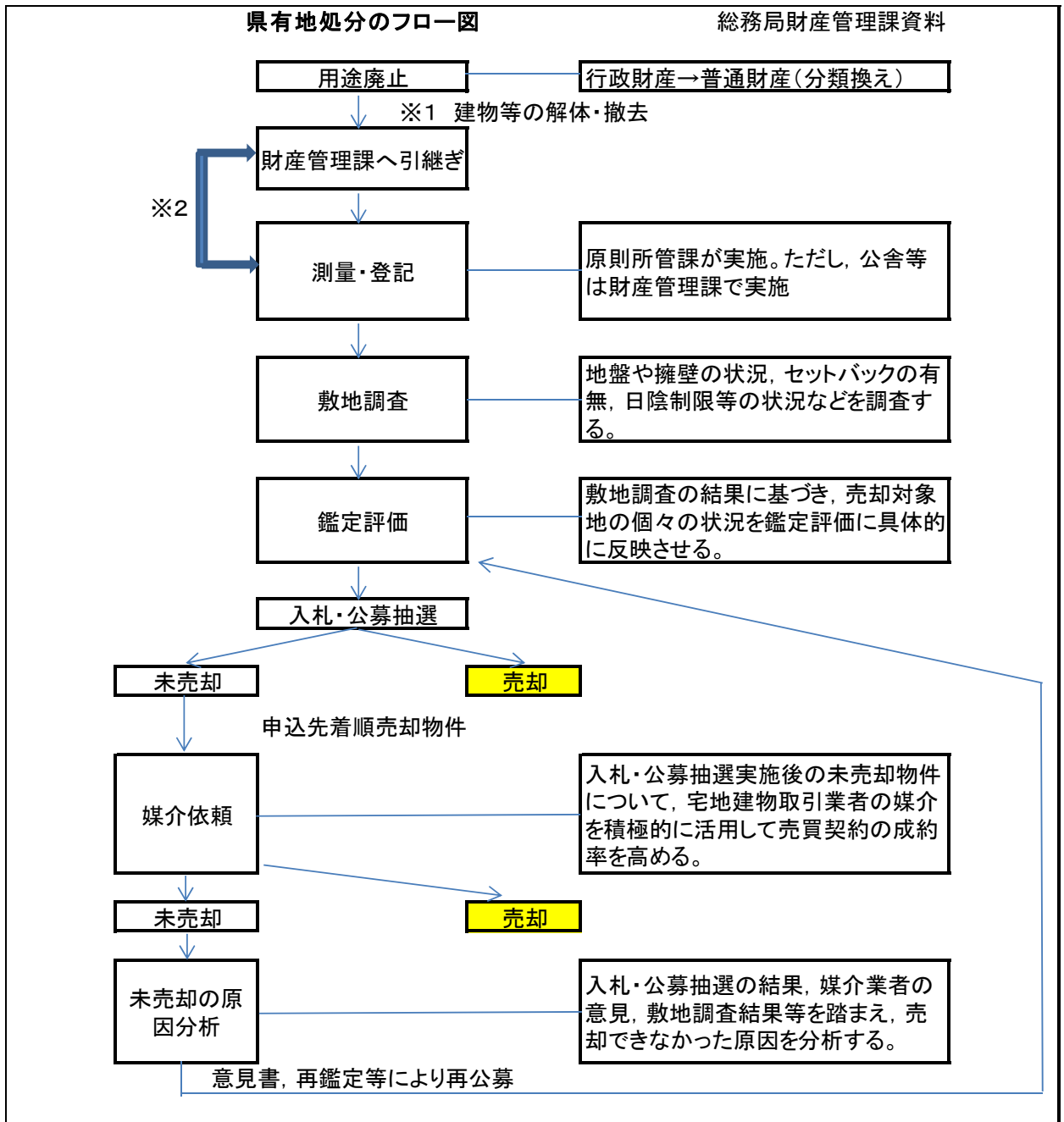


(2) 未利用となった県有地の取扱いについて

組織の再編、県立学校の統廃合により未利用となった行政財産は、用途廃止（普通財産への分類換え）され財産管理課へ引き継がれる。また、職員公舎の整理などによって未利用となった普通財産は、原則財産管理課に所属換えされる。財産管理課においては、これらの引き継いだ財産を一元的に管理し、今後の利活用及び処分について検討されることとなる。

処分することとなった未利用県有地は、財産管理課が定めたフロー図に従い、敷地調査、鑑定評価を行った後、公募手続きにより売却される。

なお、財産管理課においては、平成19年8月から、財産管理課に引き継がれる前の未利用県有地も含めた未利用地等調査を2年ごとに実施し、未利用県有地の実態の把握に努められている。



※1 原則、所管課において、建物等の解体・撤去を行うものとされている。

2 実際には、測量作業が済んでいないものは引き継がれていない。

未利用となった県有地は、財産管理課へ引き継ぐことになっているが、実際には所管課において管理されている未利用の普通財産がある。これは、引継ぎに当たっての留意事項を定めた平成16年6月23日付け財産管理室長通知により、測量や境界確定が完了していることが必要となるとしていることや、上記フロー図にもあるように、建物が建っている財産については、原則所管課において解体をするように求めていることから、これらの事務が完了していない未利用県有地については財産管理課へ引き継がれていないためである。

については、既に、財産管理研修等で説明している事項ですが、当室で引継ぎを受けるにあたっては、次の点について御留意いただきたいので、あらためて財産主管室及び財産管理者への周知をお願いします。

- 1 財産の範囲や数量は明確である必要があるため、土地境界が隣地所有者との間で確定され、登記面積と実測面積が一致していること。
- 2 当該財産を県が取得し、用途廃止に至るまでの間の経緯において、前土地所有者や隣地所有者との間での約束などで整理すべき事項があれば対応しておくこと。
- 3 電気代、水道代及び地域の組合管理費といった、引継ぐまでの必要経費の支払いを済ませておくなど、債権債務関係の整理をしておくこと。
- 4 出入口を施錠し、危険個所を修繕するなど、防犯対策及び安全対策を施しておくこと。

この通知が出された平成16年当時は、未整理の財産がそのまま財産管理課に引き継がれて、その整理に時間を要したことや、地域事務所の再編が予定されており、未利用財産が多く発生することが予想されていたことから、このような通知が必要となったと思われるが、すでに10年が経過し、当時と状況が変わっていること、管理規則においても、普通財産は原則として財産管理課に所属し、その取得、管理及び処分に関する事務は、同課により取り扱うこととされていること、また、引継ぎ未了のまま数年間事務の停滞を招いているものがあることから、この通知のあり方について見直す必要がある。

第3 監査委員意見

1 未利用県有地の利活用の推進について

(1) 未利用地リストの有効活用及び開示

財産管理課では、平成19年から2年ごとに各部局に対し未利用となった県有地について照会を行い、未利用地リストを作成している。このリストの利用は財産管理課において、販売の計画を立てる場合や近隣者からの問い合わせ時の対応に活用しているのみで、情報を活かしかけているとは言えない状況にある。

このため、まずは県庁内LANを活用するなど庁内での情報共有を進め、未利地の利活用の促進を図っていただきたい。

また、市町に対しても定期的に情報提供を行い、市町における利活用の意向確認を行っていただきたい。

さらに、県のホームページに掲載するなど、広く県民に情報提供を行い、ニーズの把握に努めていただきたい。

(2) 未利用県有地に関する事務の一元化

未利用県有地の処分に当たっては、土地の測量、境界確定、登記などの業務が必要となるが、現在、各機関がこうした業務をそれぞれ整理した後に、財産管理課へ引き継ぐこととされている。

しかしながら、未利用県有地の中には境界の未確定や相続人の所在不明などにより財産管理課に引き継がれない案件が数多く存在しており、各機関が個別にこうした案件を速やかに処理することは困難であり、事務の停滞を招くこととなる。

普通財産は、管理規則に基づき、財産管理課に所属するものであり、その管理及び処分に関する事務は、同課において取り扱うものであることから、財産管理課の体制を整備した上で、早期に引き継ぎ、一括して事務を執行するよう見直しを行っていただきたい。

【利用計画がないまま財産管理課への所属換えがされていないもの】

部局	件数	面積 (㎡)
総務局	1	12,441
健康福祉局	2	652
農林水産局	1	6,413
土木局	3	2,939
教育委員会	47	257,787
合計	54	280,232

(3) 不在者財産管理制度を活用した未利用県有地の処分の推進

未利用県有地の処分に当たり、隣接者が所在不明により境界確定が行えないため、財産の処分ができない事例が見受けられるが、このうち、平成 26 年度に農林水産局において、不在者財産管理制度を活用し、境界を確定した事例があった。元広島県立可部高等学校や安佐南警察署祇園交番（元安佐南警察署祇園県警待機宿舎）など、隣接者の所在不明等の理由により境界確定が行えない場合は、こうした制度を積極的に活用し、未利用県有地の処分を進めていただきたい。

【不在者財産管理制度を活用し、境界確定を行った事例】

部局	財産名称	所在地	不在者財産管理人	立会日
農林水産局	元県立農業試験場馬場台農場	東広島市	司法書士	平成 27 年 1 月 14 日

※不在者財産管理制度の概要

民法（明治 29 年法律第 89 号）は、財産を有している者が所在不明となってしまった場合に、その財産を管理するための制度として不在者財産管理制度を設けている。

民法第 25 条の規定により、財産を有している者が、その財産の管理人を置かないまま従来の住所又は居所を去り、その財産を管理することができない場合において、利害関係人又は検察官から家庭裁判所に対し請求があったときは、当該家庭裁判所は、不在者財産管理人を選任することができ、このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理することが可能となる。

民法

（不在者の財産の管理）

第 25 条 従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡

道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者（市町）へ譲渡することを検討していただきたい。

【公共施設として利用されている未利用県有地】

部局	財産名称	所在地	面積(㎡)	貸付け
総務局	安川廃川敷地	広島市安佐南区	59.07	広島市(水路)
総務局	京橋川廃川敷地	広島市中区	53.41	広島市(道路)
総務局	元河原町警察官派出所敷地	広島市中区	117.98	広島市(公園)
総務局	元芸北地域事務所庁舎	広島市安佐北区	264.42	広島市(道路)
総務局	元県立農業試験場馬場台農場敷地(道路敷)	東広島市	1,305.66	東広島市(道路)
総務局	元広島県庁舎敷地(紙屋町地下街「県庁前階段」敷地)	広島市中区	497.53	広島市(道路)
総務局	元広島西港区埋立地	広島市南区	1,239.70	広島市(公園)
総務局	元出汐町公舎1.2号敷地	広島市南区	37.76	広島市(道路)
総務局	元翠町公舎8号敷地	広島市南区	15.23	広島市(道路)
総務局	元千代田地域農業改良普及センター(道路敷地)	山県郡北広島町	36.33	北広島町(道路)
総務局	元千代田町現地作業事務所公衆用道路	山県郡北広島町	374.00	北広島町(道路)
総務局	元大柿地域福祉保健センター敷地(道路部分)	江田島市	112.83	江田島市(道路)
総務局	元福山東警察署多治米町県警待機宿舎34号館	福山市	46.03	福山市(道路)
総務局	元福山東署草戸町県警宿舎	福山市	330.89	福山市(公園)
総務局	広東大川造成地	呉市	938.90	呉市(道路, 水路, 公園)
総務局	江波山公園下県有地	広島市中区	89.96	広島市(公園)
総務局	山本川廃川敷地	広島市安佐南区	23.02	広島市(道路)
総務局	舟入第5公園敷地	広島市中区	1,140.95	広島市(公園)
総務局	仁方県有地	呉市	7,100.53	呉市(道路)
総務局	東広島合同庁舎隣接地	東広島市	24.14	東広島市(道路)
総務局	本郷川廃川敷地	福山市	519.50	福山市(公園)
環境県民局	県立広島大学庄原キャンパス	庄原市	11,667.00	庄原市(道路)
健康福祉局	福山児童相談所道路敷地	福山市	566.56	福山市(道路)
健康福祉局	元障害者リハビリテーションセンター	東広島市	4,654.91	東広島市(道路)
商工労働局	広島FMP開発関連アクセス道路	広島市西区	4,356.00	広島市(道路)
農林水産局	広島県緑化センター	広島市東区	33,796.26	広島市(道路)
農林水産局	シトラスパーク普通財産	尾道市	60,318.06	尾道市(公園)
土木局	箱崎漁港海岸環境施設	福山市	25,988.00	福山市(公園)
土木局	県営上安住宅市道用地	広島市安佐南区	6,848.00	広島市(道路)
土木局	京橋川廃川敷地	広島市中区	65.00	広島市(道路)
病院事業局	旧県立井口病院公舎跡地	広島市西区	55.52	広島市(道路)
合計	31か所		162,643.15	

(5) 長期にわたり貸付地として利用されている未利用県有地の譲渡

貸付地の中には、庁舎・事務所など建物が建てられたり、運動場や駐車場として長期に利用されているものがある。これらの未利用県有地については、県として引き続き所有する必要があるかどうかを検討したのち、不要と考えられるものについては、借受人と譲渡の協議を進めていただきたい。

【長期にわたり貸付地として利用されている未利用県有地】

部局	財産名称	所在地	面積(m ²)	貸付期間(年)	貸付先
総務局	宇品県有地(宅地)	広島市南区	316.75	55	個人
総務局	元加計土木事務所	山県郡安芸太田町	1,341.99	12	安芸太田町
総務局	元広島学園敷地	東広島市	7,257.99	40	東広島市
総務局	舟入本町県有地	広島市中区	357.55	23	公益財団法人
総務局	大野町県有地	廿日市市	9,878.37	35	国
総務局	南観音県有地	広島市西区	9,500.18	52	一般財団法人
土木局	元広島県材料試験室	広島市中区	1,164.50	25	一般財団法人
合計	7か所		29,817.33		

(6) 県営住宅の再整備における跡地の処分を見据えた計画策定

県営住宅の建替事業において、建て替えに際して建物を高層化したことにより、残置となった未利用県有地が、接道要件を満たしていないことから、新たに建物が建てられないなど利活用が困難となっている事例が見受けられる。このため、再整備計画の策定に当たっては、団地内道路の公道認定を市町に働きかけるなど、跡地利用を考慮した計画となるよう検討していただきたい。

【県営住宅の再整備における跡地の処分を見据えた計画策定】

部局	財産名称	所在地	面積(m ²)
土木局	泉住宅	福山市	3,825
土木局	南泉住宅	福山市	10,876
合計	2か所		14,701

(7) 大仙地区の利活用について

大仙地区(2,326,213㎡)は、その一部(約35,000㎡)について、太陽光発電施設としての活用が決まっているものの、平成17年度包括外部監査でも課題として取り上げられたとおり、山林としての存置が継続している状況にある。

大仙地区は、未利用県有地の約6割を占める財産であり、未利用県有地の中で最も面積が広いことから、この利活用は、県にとって重要な課題である。このため、地元自治体である東広島市と緊密な連携を図りつつ、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通など、交通・物流基盤の整備状況や社会経済情勢の動向などを踏まえ、具体的な利活用方法について検討を進めていただきたい。

2 未利用県有地の管理に係る事務について

(1) 未利用県有地の管理に係る委託業務の集約

未利用県有地の管理に当たり、各機関において草刈り等の維持管理業務の発注がなされている。平成25年度に財産管理課が県有施設等環境整備事業として未利用県有地の草刈り業務の一括発注を行った事例がある。このような事例を先例に、各機関における個別発注ではなく、対象地をまとめて発注するなど事務の集約を行い、入札における競争性の確保及び発注事務の効率化を検討していただきたい。

【草刈り業務を一括発注した事例】

部局	業務名	目的	委託期間	契約額	契約方法
総務局	県有施設等環境整備事業	未利用県有地(18か所)の売却を促進するために、草刈り等を実施する。	H25.10.31～ H26.3.20	9,371,759円	一般競争 (7者) 落札率63.9%

(2) 財産の正確な数量の把握

管理規則及び教育委員会管理規則に定める土地台帳に記載する土地の面積欄には、登記面積欄と実測面積欄の2つがある。この2つの面積欄を比較したときに、明らかに面積が異なっているものがある。財産の数量は正確である必要があるため、その差異について原因を調査し、必要に応じて再測量を行うとともに、地積の更正を行うなど、財産の適正管理に努めていただきたい。

【登記面積と土地台帳に記載している実測面積が1割以上異なるもの】

部局	財産名称	所在地	登記面積(㎡) (A)	実測面積(㎡) (B)	差 (A)－(B)
総務局	元県立広島盲学校敷地	広島市東区	13,542.65	12,009.69	1,532.96
総務局	元沼田東町公舎1, 2号館	三原市	1,464.76	1,746.36	▲ 281.60
総務局	元竹原公舎敷地	竹原市	310.00	343.00	▲ 33.00
総務局	木之庄県有地	尾道市	7,948.40	8,837.34	▲ 888.94
健康福祉局	子供の家三美園	尾道市	327.00	286.58	40.42
教育委員会	元広島県立可部高等学校校舎	広島市安佐北区	12,852.57	14,261.26	▲ 1,408.69
教育委員会	元広島県立白木高等学校	広島市安佐北区	9,179.00	28,470.99	▲ 19,291.99
教育委員会	元県立七塚原青年の家	庄原市	112,506.21	50,813.11	61,693.10
教育委員会	広島県立佐伯高等学校農業実習地	廿日市市	4,220.00	4,711.63	▲ 491.63
合計	9か所		162,350.59	121,479.96	40,870.63

3 貸付事務について

(1) 貸付事務の適正化

市町などが、道路等に使用している未利用県有地の中には、普通財産の貸付手続が行われていないものが見受けられる。

このことは、平成17年度包括外部監査でも意見がなされたところであり、未だ改善が図られていないことは、財産管理上極めて不適切である。速やかに市町などと協議し、適切な対応を検討していただきたい。

【貸付手続未了のまま、使用されている未利用県有地】

部局	財産名称	所在地	面積(㎡)	現況
総務局	猿候川廃川敷地	広島市南区	7.55	道路
総務局	吉田公舎4～7号	安芸高田市	7.55	道路
総務局	元賀茂公舎敷地	東広島市	10.00	道路
総務局	元吉島光南公舎1～4号館敷地	広島市中区	68.00	道路
総務局	元西条警察署	東広島市	67.39	水路
総務局	元福山繊維工芸試験場敷地	福山市	469.00	道路
総務局	福島川廃川敷地	広島市西区	123.12	倉庫敷地
合計	7か所		752.61	

(2) 貸付事務の効率化

未利用県有地の貸付けについて、不動産貸付要領により複数年（最長5年）にわたる貸付契約が可能であるにもかかわらず単年度の貸付契約として行っているものがあった。貸付期間については、財産を処分するまでの間の暫定的な貸付けの場合は、単年度とすることもありうるが、借受人が事務所を建てるなど継続的に使用することが見込まれるものについては、借受人への有償譲渡又は複数年契約による事務の効率化を検討していただきたい。

【貸付期間が単年度となっている貸付契約】

財産名称	貸付先	面積(m ²)	用途	現在の貸付期間		通算貸付け期間
元加計土木事務所	安芸太田町	1,341.99	公共駐車場, 社会福祉事業及び環境衛生事業	H26.4.1	H27.3.31	12年8月
元府中警察署鶴飼町県警庁舎3, 4号	一般社団法人	324.96	医薬分業支援センター敷地	H26.4.1	H27.3.31	6年

※不動産貸付要領（抜粋）

第3 貸付期間

貸付期間は、契約の性質又は目的に従い、次に定めるところによる。

- (1) 借地借家法（平成3年法律第90号）第22条（定期借地権）の適用を受ける場合
50年
- (2) 借地借家法第23条（事業用借地権）の適用を受ける場合
10年以上50年未満
- (3) 借地借家法第3条の適用を受ける場合
 - ア 貸付始期が平成4年8月1日以降の場合 30年
 - イ 貸付始期が平成4年7月31日以前の場合
 - (ア) 借受人の所有する建物が堅固な構造の場合 30年
 - (イ) 借受人の所有する建物が(ア)以外の構造の場合 20年
- (4) 建物の貸付け並びに(1), (2), (3)及び(5)以外の有償貸付けを行う場合
5年以内
- (5) 土地又は建物を、材料置場、駐車場、展示場等として一時的に使用させる場合
1年以内
- (6) 借受人が国及び他の地方公共団体等で予算制度等の理由で1年間の契約を希望した場合 1年
- (7) 無償貸付けの場合 5年以内

第4 貸付料の改定時期

貸付料の改定は、貸付期間が5年以内の契約にあつては契約更新時に、貸付期間が5年を超える契約にあつては5年ごとに行う。ただし、契約の性質等によりこれ以外の時期の改定が適切である場合にあつては、契約書等において定める適切な時期に改定するものとする。

第4 参考資料

1 未利用県有地（※）の一覧（平成26年6月1日現在）

※監査の対象とした未利用県有地は、次の財産である。

- ・ 普通財産
- ・ 供用又は利用されていない状態が1年以上続いている行政財産及び事業用財産

番号	部局	財産別	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け	貸付手続未了
1	総務局	普通	安川廃川敷地	広島市安佐南区	59.07		59.07	59.07		
2	総務局	普通	一級河川芦田川水系指定区間神谷川廃川敷地	福山市	128.37		128.37			
3	総務局	普通	宇賀川廃川敷地	三次市	26.50		26.50			
4	総務局	普通	宇品県有地(宅地)	広島市南区	316.75		316.75		316.75	
5	総務局	普通	宇品県有地(道路敷地)	広島市南区	487.38		487.38			
6	総務局	普通	猿俣川廃川敷地	広島市南区	7.55		7.55			7.55
7	総務局	普通	可部町公舎1号館	広島市安佐北区	2,065.92		2,065.92			
8	総務局	普通	可部町公舎2号館	広島市安佐北区	3,034.16		3,034.16			
9	総務局	普通	学校川廃川敷地	庄原市	178.01		178.01			
10	総務局	普通	関川廃川敷地	東広島市	2,278.56		2,278.56			
11	総務局	普通	吉田公舎4～7号	安芸高田市	7.55		7.55			7.55
12	総務局	普通	旧竹原高等学校敷地	竹原市	247.00		247.00			
13	総務局	普通	旧民活用地	三原市	13,666.63		13,666.63			
14	総務局	普通	京橋川廃川敷地	広島市中区	6.23		6.23			
15	総務局	普通	牛田地区県有地	広島市東区	30.28		30.28			
16	総務局	普通	牛田町公舎付属公園	広島市東区	767.86	469.75	298.11			
17	総務局	普通	京橋川廃川敷地	広島市中区	53.41		53.41	53.41		
18	総務局	普通	県道上板木志和地線廃道敷地	三次市	733.00		733.00			
19	総務局	普通	県道新市三次線廃道敷地	庄原市	23.62		23.62			
20	総務局	普通	県道八木広島線廃道敷地	広島市安佐北区	30.00		30.00			
21	総務局	普通	県道飯田吉行線廃道敷地	東広島市	104.00		104.00			
22	総務局	普通	元旭町公舎1号敷地	広島市南区	37.87		37.87			
23	総務局	普通	元宇品海岸県警宿舎1号	広島市南区	83.90		83.90			
24	総務局	普通	元加計土木事務所	山県郡安芸太田町	1,341.99		1,341.99		1,341.99	
25	総務局	普通	元加計土木事務所	山県郡安芸太田町	247.14		247.14			
26	総務局	普通	元河原町警察官派出所敷地	広島市中区	117.98		117.98	117.98		
27	総務局	普通	元賀茂公舎敷地	東広島市	10.00		10.00			10.00
28	総務局	普通	元吉島光南公舎1～4号館敷地	広島市中区	68.00		68.00			68.00
29	総務局	普通	元宮原公舎(1号)	呉市	327.43		327.43			
30	総務局	普通	元宮島工業公舎(2～5号)	廿日市市	588.67		588.67			
31	総務局	普通	元牛田第3公舎用地	広島市東区	129.81		129.81			
32	総務局	普通	元芸北地域事務所庁舎	広島市安佐北区	264.42		264.42	264.42		
33	総務局	普通	元県立広島盲学校敷地	広島市東区	13,542.65		13,542.65		11,919.11	
34	総務局	普通	元県立農業試験場馬場台農場敷地(道路敷)	東広島市	1,305.66		1,305.66	1,305.66		
35	総務局	普通	元県立福山高等技術専門校府中教室	府中市	4,892.08		4,892.08			
36	総務局	普通	元己斐寮敷地	広島市西区	11.00		11.00			
37	総務局	普通	元呉警察署海岸3丁目派出所	呉市	58.29		58.29			
38	総務局	普通	元呉公舎1号敷地	呉市	189.38		189.38			

番号	部局	財産別	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け	貸付手続未了
39	総務局	普通	元呉特別支援学校公舎1～6号	呉市	481.17		481.17			
40	総務局	普通	元広公舎敷地	呉市	557.47		557.47			
41	総務局	普通	元広島学園敷地	東広島市	7,257.99		7,257.99	7,257.99		
42	総務局	普通	元広島県海田庁舎	安芸郡海田町	3,687.80		3,687.80			
43	総務局	普通	元広島県庁舎敷地(紙屋町地下街「県庁前階段」敷地)	広島市中区	497.53		497.53	497.53		
44	総務局	普通	元広島西港区埋立地	広島市南区	1,239.70		1,239.70	1,239.70		
45	総務局	普通	元広島南警察署出島県警待機宿舎	広島市南区	250.22		250.22			
46	総務局	普通	元江田島公舎1～2号	江田島市	265.59		265.59			
47	総務局	普通	元佐伯公舎(1・2、4・5号)	廿日市市	490.00		490.00			
48	総務局	普通	元三原東公舎	三原市	369.28		369.28			
49	総務局	普通	元三原東公舎敷地	三原市	67.97		67.97			
50	総務局	普通	元三原特別支援公舎1、2、3、4、5、6、7、8号敷地	三原市	241.35		241.35			
51	総務局	普通	元三原保健所野犬焼却場敷地	三原市	1,091.00		1,091.00			
52	総務局	普通	元三次警察署三良坂町県警待機宿舎敷地	三次市	983.38		983.38			
53	総務局	普通	元山県警察署安芸太田町県警待機宿舎1～6号	山県郡安芸太田町	720.00		720.00			
54	総務局	普通	元出汐町公舎1、2号敷地	広島市南区	37.76		37.76	37.76		
55	総務局	普通	元庄原警察署西城町県警待機宿舎1号敷地	庄原市	332.14		332.14			
56	総務局	普通	元庄原独身寮2号館	庄原市	2,137.13		2,137.13			
57	総務局	普通	元松永公舎1、2、3、4号敷地	福山市	880.87		880.87			
58	総務局	普通	元沼田東町公舎1、2号館	三原市	1,464.76		1,464.76			
59	総務局	普通	元沼田流通業務団地	広島市安佐南区	7,009.00		7,009.00			
60	総務局	普通	元上下公舎(8号)敷地	府中市	240.56		240.56			
61	総務局	普通	元翠町公舎8号敷地	広島市南区	15.23		15.23	15.23		
62	総務局	普通	元生涯学習センター	広島市東区	4,451.93		4,451.93	1,178.74		
63	総務局	普通	元西条警察署	東広島市	67.39		67.39			67.39
64	総務局	普通	元西条特別支援公舎1～4号敷地	東広島市	1,221.87		1,221.87			
65	総務局	普通	元西条農業公舎(1～3号)	東広島市	572.20		572.20			
66	総務局	普通	元西条農業公舎4～6号	東広島市	1.37		1.37			
67	総務局	普通	元千代田地域農業改良普及センター(道路敷地)	山県郡北広島町	36.33		36.33	36.33		
68	総務局	普通	元千代田町現地作業事務所公衆用道路	山県郡北広島町	374.00		374.00	374.00		
69	総務局	普通	元大柿公舎1・2号敷地	江田島市	286.00		286.00			
70	総務局	普通	元大柿地域福祉保健センター敷地(道路部分)	江田島市	112.83		112.83	112.83		
71	総務局	普通	元大芝職員ハウス駐車場	広島市西区	21.93		21.93			
72	総務局	普通	元竹原警察署竹原町県警待機宿舎3～10号敷地	竹原市	773.51		773.51			
73	総務局	普通	元竹原警察署庁舎	竹原市	549.14		549.14			
74	総務局	普通	元竹原公舎1・2号	竹原市	262.17		262.17			
75	総務局	普通	元竹原公舎敷地	竹原市	310.00		310.00			
76	総務局	普通	元竹原地区独身寮敷地	竹原市	2,817.90		2,817.90			

番号	部局	財産別	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け	貸付手続未了
77	総務局	普通	元東広島警察署河内町県警待機 宿舎1～3号敷地	東広島市	409.87		409.87			
78	総務局	普通	元東広島地域事務所竹原分行舎	竹原市	4,907.81		4,907.81			
79	総務局	普通	元東城公舎	庄原市	758.00		758.00			
80	総務局	普通	元東城公舎1号敷地	庄原市	5.46		5.46			
81	総務局	普通	元廿日市公舎1, 2号	廿日市市	324.07		324.07			
82	総務局	普通	元白木公舎2, 3号	広島市安佐北区	347.99		347.99			
83	総務局	普通	元八幡が丘公舎	広島市佐伯区	1,090.39		1,090.39			
84	総務局	普通	元尾道公舎敷地	尾道市	362.50		362.50			
85	総務局	普通	元福山繊維工業試験場敷地	福山市	469.00		469.00			469.00
86	総務局	普通	元福山東警察署多治米町県警待 機宿舎34号館	福山市	46.03		46.03	46.03		
87	総務局	普通	元福山東署草戸町県警宿舎	福山市	330.89		330.89	330.89		
88	総務局	普通	元北吉津公舎1, 2, 3号	福山市	998.99		998.99			
89	総務局	普通	元本郷工業公舎1号敷地	三原市	1,940.52		1,940.52			
90	総務局	普通	元油木公舎1号	神石郡神石高原町	374.66		374.66			
91	総務局	普通	元油木公舎2, 3号敷地	神石郡神石高原町	523.57		523.57			
92	総務局	普通	広島港坂地区県有地	安芸郡坂町	15,625.00		15,625.00			
93	総務局	普通	広島臨空産業団地	三原市	42,995.00		42,995.00	8.00		
94	総務局	普通	広東大川造成地	呉市	3,337.84		3,337.84	938.90		
95	総務局	普通	江波山公園下県有地	広島市中区	89.96		89.96	89.96		
96	総務局	普通	三次公舎10～11号	三次市	341.36		341.36			
97	総務局	普通	山本川麿川敷地	広島市安佐南区	23.02		23.02	23.02		
98	総務局	普通	舟入第5公園敷地	広島市中区	1,431.00		1,431.00	1,140.95		
99	総務局	普通	舟入本町県有地	広島市中区	357.55		357.55		357.55	
100	総務局	普通	出汐町倉庫	広島市南区	12,490.02		12,490.02			
101	総務局	普通	庄原実業公舎7～10号	庄原市	661.96		661.96			
102	総務局	普通	上下公舎9・10号	府中市	257.16		257.16			
103	総務局	普通	仁方県有地	呉市	7,100.53		7,100.53	7,100.53		
104	総務局	普通	瀬戸田県有地	尾道市	10,140.36		10,140.36			
105	総務局	普通	西条第一土地区画整理事業保留 地	東広島市	10,182.63		10,182.63			
106	総務局	普通	倉橋公舎1号	呉市	290.41		290.41			
107	総務局	普通	大柿公舎9号敷地	江田島市	264.84		264.84			
108	総務局	普通	大崎上島県有地	豊田郡大崎上島町	98.55		98.55		98.55	
109	総務局	普通	大野町県有地	廿日市市	9,878.37		9,878.37		9,878.37	
110	総務局	普通	東広島合同庁舎隣接地	東広島市	341.00		341.00	24.14		
111	総務局	普通	東城公舎9～16号	庄原市	761.86		761.86			
112	総務局	普通	南観音県有地	広島市西区	18,466.72		18,466.72		9,500.18	
113	総務局	普通	二級河川野呂川水系中畑川廃川 敷地	呉市	216.88		216.88			
114	総務局	普通	廿日市特別支援公舎2～5号	廿日市市	263.20		263.20			

番号	部局	財産別	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け	貸付手続未了
115	総務局	普通	馬洗川廃川敷地	三次市	2.05		2.05			
116	総務局	普通	美波羅川廃川敷地	三次市	182.75		182.75			
117	総務局	普通	福島川廃川敷地	広島市西区	123.12		123.12			123.12
118	総務局	普通	本郷川廃川敷地	福山市	640.00		640.00	519.50		
119	総務局	普通	木之庄県有地	尾道市	7,948.40		7,948.40			
120	総務局	普通	臨空オフィス用地	三原市	1,392.88		1,392.88			
121	総務局	普通	元地御前運動場	廿日市市	12,440.87		12,440.87			
122	環境県民局	普通	県立広島大学 庄原キャンパス	庄原市	11,667.00		11,667.00	11,667.00		
123	環境県民局	普通	大仙地区	東広島市	2,326,213.20		2,326,213.20		389.10	
124	環境県民局	普通	エコタウン事業用地	福山市	19,066.55		19,066.55			
125	健康福祉局	普通	子供の家三美園	尾道市	327.00		327.00			
126	健康福祉局	普通	福山児童相談所道路敷地	福山市	566.56		566.56	566.56		
127	健康福祉局	普通	元府中警察署鞆町警察庁舎 3.4号	府中市	324.96		324.96		324.96	
128	健康福祉局	普通	元障害者リハビリテーションセンター	東広島市	4,654.91		4,654.91	4,654.91		
129	商工労働局	普通	広島臨空産業団地C区画	三原市	4,355.00		4,355.00			
130	商工労働局	普通	広島FMP開発関連アクセス道路	広島市西区	4,356.00		4,356.00	4,356.00		
131	商工労働局	普通	南観音県有地	広島市西区	4,883.00		4,883.00		4,883.00	
132	農林水産局	普通	元県立農業試験場馬場台農場	東広島市	6,413.00		6,413.00			
133	農林水産局	普通	広島県栽培漁業センター	竹原市	10,248.00	597.50	9,650.50		9,650.50	
134	農林水産局	普通	広島県緑化センター	広島市東区	33,796.26		33,796.26	33,796.26		
135	農林水産局	普通	シトラスパーク普通財産	尾道市	60,318.06		60,318.06	60,318.06		
136	土木局	普通	元広島県材料試験室	広島市中区	1,164.50		1,164.50		1,164.50	
137	土木局	普通	広島西飛行場旧国際線ターミナル跡地	広島市西区	9,533.01		9,533.01	3,132.00		
138	土木局	普通	広島西飛行場場外用地(元観音苗圃)	広島市西区	8,289.73		8,289.73		2,600.00	
139	土木局	普通	広島西飛行場場外用地(整備用地)	広島市西区	354.59		354.59	147.80		
140	土木局	普通	旧広島西飛行場滑走路等	広島市西区	130,072.00		130,072.00			
141	土木局	普通	広島ヘリポート(旧広島西飛行場南道路用地)	広島市西区	1,341.99		1,341.99			
142	土木局	普通	広島空港滑走路拡張用地	三原市	125,394.17		125,394.17			
143	土木局	普通	広島空港機能拡張用地(サブターミナル用地)	三原市	89,336.01		89,336.01		6,621.98	
144	土木局	普通	箱崎漁港海岸環境施設	福山市	28,302.00	2,314.00	25,988.00	25,988.00		
145	土木局	普通	草津漁港	広島市西区	12,754.33		12,754.33			
146	土木局	普通	県営上安住宅 市道用地	広島市安佐南区	6,848.00		6,848.00	6,848.00		
147	土木局	普通	元県営西観音住宅	広島市西区	1,648.99		1,648.99			
148	土木局	普通	元県営丸子山住宅	竹原市	1,509.17		1,509.17			
149	土木局	普通	京橋川廃川敷地	広島市中区	209.00	144.00	65.00	65.00		
150	土木局	普通	魚切ダム管理事務所職員公舎	広島市佐伯区	432.39		432.39			
151	土木局	普通	観音マリーナ進入路	広島市西区	752.02		752.02			
152	教育委員会	普通	元広島県立千代田高等学校豊平分校校舎	山県郡北広島町	18,548.00		18,548.00			

番号	部局	財産別	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け	貸付手続未了
153	教育委員会	普通	元広島県立可部高等学校校舎	広島市安佐北区	12,852.57		12,852.57			
154	教育委員会	普通	元広島県立可部高等学校運動場	広島市安佐北区	6,157.54		6,157.54			
155	教育委員会	普通	元広島県立大柿高等学校大君分校	江田島市	5,468.00		5,468.00			
156	教育委員会	普通	元広島県立久井高等学校	三原市	22,378.00		22,378.00	14,051.00		
157	教育委員会	普通	元広島県立高宮高等学校校舎	安芸高田市	23,558.00		23,558.00			
158	教育委員会	普通	元広島県立白木高等学校	広島市安佐北区	9,179.00		9,179.00	9,179.00		
159	教育委員会	普通	元広島県立可部高等学校運動場(平成24.8)	広島市安佐北区	162.00		162.00			
160	教育委員会	普通	元広島県立福山北特別支援学校	福山市	12,691.00		12,691.00			
161	教育委員会	普通	元広島県立大崎海星高等学校木江校舎	豊田郡大崎上島町	17,867.71		17,867.71			
162	教育委員会	普通	虹山公舎3号	広島市安佐北区	1,075.27		1,075.27			
163	教育委員会	普通	赤坂公舎	福山市	335.00		335.00			
164	教育委員会	普通	普戸公舎1	呉市	248.52		248.52			
165	教育委員会	普通	大柿公舎(3・4)	江田島市	278.53		278.53			
166	教育委員会	普通	大柿公舎5・6号	江田島市	270.76		270.76			
167	教育委員会	普通	可部公舎1	広島市安佐北区	251.00		251.00			
168	教育委員会	普通	加計公舎13~16	山県郡安芸太田町	368.00		368.00			
169	教育委員会	普通	千代田公舎(4~7)	山県郡北広島町	473.69		473.69			
170	教育委員会	普通	吉田公舎(2・3)	安芸高田市	395.62		395.62			
171	教育委員会	普通	向原公舎1	安芸高田市	1,536.00		1,536.00			
172	教育委員会	普通	因島公舎(6~10)	尾道市	494.55		494.55			
173	教育委員会	普通	沼南公舎1	福山市	402.00		402.00			
174	教育委員会	普通	沼南公舎(2・3)	福山市	1,216.00		1,216.00			
175	教育委員会	普通	油木公舎(4~12)	神石郡神石高原町	1,058.00		1,058.00			
176	教育委員会	普通	油木公舎(13・14)	神石郡神石高原町	529.00		529.00			
177	教育委員会	普通	庄原格致公舎(4・5)	庄原市	264.46		264.46			
178	教育委員会	普通	瀬戸田公舎(7~12)	尾道市	574.75		574.75			
179	教育委員会	普通	白木公舎1	広島市	346.00		346.00			
180	教育委員会	普通	黒瀬公舎1	東広島市	232.00		232.00			
181	教育委員会	普通	河内公舎(1~4)	東広島市	552.63		552.63			
182	教育委員会	普通	三次青陵公舎(2~3号)	三次市	277.23		277.23			
183	教育委員会	普通	三次青陵公舎(4~7号)	三次市	595.10		595.10			
184	教育委員会	普通	西城紫水公舎(4~6号)	庄原市	444.40		444.40			
185	教育委員会	普通	西城紫水公舎(7~8号)	庄原市	350.92		350.92			
186	教育委員会	普通	西城紫水公舎(9~10)	庄原市	211.84		211.84			
187	教育委員会	普通	豊田公舎(1・2)	東広島市	399.94		399.94			
188	教育委員会	普通	大和公舎1~4号	三原市	774.37		774.37			
189	教育委員会	普通	福山養護公舎1	福山市	208.68		208.68			
190	教育委員会	普通	西条特別支援公舎5号	東広島市	184.80		184.80			

番号	部局	財産別	財産名称	所在地	面積	うち行政使用	対象面積	無償貸付け	有償貸付け	貸付手続未了
191	教育委員会	普通	福山北特別支援公舎1号	福山市	293.17		293.17			
192	教育委員会	普通	庄原養護公舎(3)	庄原市	299.00		299.00			
193	教育委員会	普通	倉橋公舎(4~7)	呉市	592.55		592.55			
194	教育委員会	普通	倉橋公舎2・3・8	呉市	335.32		335.32			
195	教育委員会	普通	三和公舎(4~7)	世羅郡世羅町	397.36		397.36			
196	教育委員会	普通	江田島公舎3	江田島市	313.87		313.87			
197	教育委員会	普通	久井公舎1~4	三原市	371.12		371.12			
198	教育委員会	普通	高宮公舎	安芸高田市	525.92		525.92			
199	教育委員会	普通	元県立七塚原青年の家	庄原市	112,506.21		112,506.21			
200	危機管理監	行政	総合行政通信網高位山中継局	三次市	75.99		75.99	12.00		
201	危機管理監	行政	総合行政通信網大柿反射板敷地	江田島市	206.00		206.00			
202	危機管理監	行政	総合行政通信網吉田反射板敷地	安芸高田市	325.00		325.00			
203	危機管理監	行政	総合行政通信網竹原反射板敷地	竹原市	179.00		179.00			
204	総務局	行政	県立総合技術研究所農業技術センター庁舎敷及び同ほ場	東広島市	292.10	125.00	167.10			
205	総務局	行政	農業技術センター果樹研究部三原分室ほ場	三原市	355.36		355.36			
206	総務局	行政	県立総合技術研究所水産海洋技術センター配水池	呉市	352.00		352.00			
207	健康福祉局	行政	障害者療育支援センター	東広島市	60,437.71	55,777.91	4,659.80			
208	健康福祉局	行政	障害者リハビリテーションセンター	東広島市	152,750.82	140,525.33	12,225.49			
209	土木局	行政	広島県立せら県民公園	世羅郡世羅町	36,100.00		36,100.00	15,903.71		
210	土木局	行政	福島住宅	広島市西区	9,598.31	6,788.51	2,809.80			
211	土木局	行政	上安住宅	広島市安佐南区	17,458.67	10,192.34	7,266.33			
212	土木局	行政	宮ヶ迫住宅	呉市	9,941.45	8,702.31	1,239.14			
213	土木局	行政	七宝住宅	三原市	7,781.24	3,972.94	3,808.30			
214	土木局	行政	泉住宅	福山市	5,870.83	2,046.11	3,824.72			
215	土木局	行政	南泉住宅	福山市	44,308.60	33,432.10	10,876.50			
216	土木局	行政	元広島港湾振興事務所庁舎	広島市南区	189.13		189.13			
217	教育委員会	行政	広島県立福山誠之館高等学校	福山市	78,436.00	75,922.00	2,514.00			
218	教育委員会	行政	広島県立福山工業高等学校校舎	福山市	32,993.00	32,186.10	806.90			
219	教育委員会	行政	広島県立東城高等学校校舎	庄原市	22,331.00	22,118.00	213.00			
220	教育委員会	行政	広島県立千代田高等学校実習林(飛び地)	山県郡北広島町	7,142.00		7,142.00			
221	教育委員会	行政	広島県立千代田高等学校女子寄宿舎(飛び地)	山県郡北広島町	1,697.00		1,697.00			
222	教育委員会	行政	広島県立西条農業高等学校旧校舎	東広島市	32.00		32.00			
223	教育委員会	行政	広島県立上下高等学校(飛び地)	府中市	515.00		515.00			
224	教育委員会	行政	広島県立庄原実業高等学校濁川実習地	庄原市	58,376.26		58,376.26			
225	教育委員会	行政	広島県立御調高等学校井戸敷地(飛び地)	尾道市	99.00		99.00			
226	教育委員会	行政	広島県立吉田高等学校下小原実習地(飛び地)	安芸高田市	10,346.00		10,346.00			
227	教育委員会	行政	広島県立加計高等学校実習林(飛び地)	山県郡安芸太田町	7,777.00		7,777.00			
228	教育委員会	行政	広島県立加計高等学校寄宿舎(飛び地)	山県郡安芸太田町	2,199.32	792.00	1,407.32			

2 広島県公有財産管理規則の抜粋

(この規則の趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に規定する公有財産(以下「財産」という。)の取得、管理及び処分並びに不動産の借受け及び借受けた不動産の管理等に関する事務の取扱いについては、他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 課 広島県行政組織規則(昭和39年広島県規則第18号。以下次号において「組織規則」という。)第4条、第5条及び第17条に規定する課及び警察本部をいう。
- 二 地方機関 組織規則第2条第3項第一号、第三号及び第四号に規定する機関及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年広島県条例第33号)第2条に規定する警察署をいう。
- 三 所属換え 課の間において財産の所属を移すことをいう。
- 四 会計換え 一の会計に属する財産を他の会計に移すことをいう。
- 五 分類換え 行政財産をその用途を廃止して普通財産とし、又は普通財産を行政財産とすることをいう。
- 六 行政財産 地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。
- 七 普通財産 地方自治法第238条第3項に規定する普通財産をいう。

(財産の所属)

第3条 行政財産(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第二号に規定する教育財産(以下「教育財産」という。)を除く。以下この項及び第6条第1項において同じ。)は、当該行政財産に係る事務又は事業を所掌する課に所属させる。ただし、同一行政財産で二以上の課に所属するものがあるときは、知事がその所属を定める。

- 2 普通財産は、総務局財産管理課(以下「財産管理課」という。)に所属させる。ただし、財産管理課に所属させることが技術その他の関係から不相当と認められるものがあるときは、知事がその所属を定める。

(略)

(行政財産の取得及び管理)

第6条 行政財産とする目的で物件又は権利を取得する場合の事務は、当該行政財産の所属すべき課において取り扱うものとする。ただし、知事が当該事務の処理を委任し、又はこれを財産管理課において行わせる場合は、この限りでない。

- 2 教育財産とする目的で物件又は権利を取得する場合の事務のうち、建物及び建物を除く工作物(以下「工作物」という。)の営繕に関するものは土木局営繕課(以下「営繕課」という。)において、その他のものは財産管理課において取り扱うものとする。
- 3 課に所属する行政財産の管理に関する事務(知事が委任した事務を除く。)は、当該課において取り扱うものとする。ただし、当該課の所轄する地方機関の用に供している行政財産の管理に関する事務については、当該行政財産の使用の許可その他知事の決裁を必要とする事項に関する事務を除き、当該地方機関に分掌させるものとする。

(普通財産の取得、管理及び処分)

第7条 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、財産管理課において取り扱うものとする。ただし、財産管理課以外の課に所属する普通財産の取得、管理又は処分に関する事務は、当該課において取り扱うものとする。

2 前条第三項ただし書の規定は、普通財産の管理に関する事務について準用する。

(略)

(管理上の注意事項)

第19条 課及び地方機関の長は、当該課又は地方機関の管理に属する財産について常にその現況をは握し、特に次に掲げる事項に注意して、その適正な管理につとめなければならない。

一 財産の境界は不明になつていないかどうか。

二 財産は滅失し、き損し、又は不法に占拠されていないかどうか。

三 財産の使用目的及び使用状況は適正であるかどうか。

四 電気、ガス、給排水等の施設は完全であるかどうか。

五 使用の許可をし、又は貸し付けた財産の使用状況は適正であるかどうか。

六 財産の使用料又は貸付料の額及びその徴収は適正であるかどうか。

七 財産の現況は、財産台帳又はその副本及び付属図面と符合しているかどうか。

八 火災、盗難等の予防措置が適正に行なわれているかどうか。

(略)

(分類換え及び所属換えによる引継ぎ)

第21条 課に所属する行政財産の用途を廃止したときは、当該課の長は、別記様式第11号による引継書に關係図面を添え、財産管理課長又は第3条第2項ただし書の規定により当該財産が所属することと定められた課の長にこれを引き継がなければならない。

2 所属換えをしたときは、当該財産が所属していた課の長は、別記様式第11号による引継書に關係図面を添え、当該財産が所属した課の長にその引継ぎをしなければならない。

3 前2項の規定により財産の引継ぎを受けた課の長は、別記様式第12号による受領書を当該財産が所属していた課の長に送付しなければならない。

(略)

(財産台帳)

第53条 財産の状況を明らかにするため、別記様式第26号から別記様式第36号の4までによる財産台帳(以下「台帳」という。)を備えるものとする

(略)

(数量の表示)

第57条 台帳に記載する土地及び建物の面積は、実測面積とする。

土 地 台 帳

※面積：平方メートル

財産の名称		財産名称 番 号		登記面積(現在高)	平方メ ートル	実測面積(現在高)	平方メ ートル			
所 在 地				利 用 状 況		市 町 村 交 付 金	件			
				使用許可件数	件	貸 付 件 数	件			
財産主管課		財産分類		備 考(共通)						
財産管理者		会計区分								
内 訳 件 数	件	決算区分								
内 訳					異 動 事 項					
財産番号	登記簿地番 登記地目 備考(筆)	取得年月日 登記年月日 評価年月日	取得相手方 取得 価 格	登記面積 実測面積 評 価 額	履 歴 No.	異動年月日	異動理由	登記面積 (増減) 実測面積 (増減)	異動相手先	備考(履歴)

備考 1 財産の名称は、行政財産にあつては用途別(〇〇事務所庁舎, 〇〇高等学校公舎等の別)一区域ごとに用途別の名称をもつて名称とし、普通財産にあつては一区域ごとに旧名称のあるものにあつてはその名称、その他のものはその所在地をもつて名称とする。
 2 財産の名称ごとに別葉とし、同一名称に属する台帳の各葉の配列は、様式の号数の順に編てつする。